

2024.4 保証協会だより

CHIBA  
CREDIT  
GUARANTEE



千葉県信用保証協会

# CONTENTS

## ■ お役立ち情報

- ・ 経営者保証を提供する場合の保証申込の添付書類が増えました！ . . . P.1

## ■ 保証状況

- ・ 金融機関店舗別保証承諾額・保証債務残高ベスト10 . . . P.3
- ・ 保証状況 . . . P.4

## ■ INFORMATION

- ・ 信用保証制度の取扱い期間の変更および終了のお知らせ . . . P.5
- ・ 流動資産を担保徴求する場合保証人を徴求することができません . . . P.5
- ・ 令和6年度女性創業者交流会開催のお知らせ . . . P.6
- ・ 令和6年度組織体制について . . . P.7
- ・ 職員紹介 . . . P.8

本誌はLINE配信を行っております。  
おともだち登録でセミナーや統計等の最新情報もチェック!!

おともだち登録はこちら→



# お役立ち情報

## 経営者保証を提供する場合の保証申込の添付書類が増えました！

令和6年3月15日より経営者保証を提供する保証申込の際には、制度を問わず、金融機関様等が確認チェック欄にチェックした「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明の添付が必要となっておりますので、お申込みの際はご注意ください。

### ◇「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明

千葉県信用保証協会

「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明

本書の内容を申込人（法人名： ）に説明のうえ、経営者保証を提供することについて確認しました。（確認日 年 月 日 金融機関担当者）

申込金融機関等は、経営者保証の提供を求める場合、本書の内容を申込人に説明のうえ、経営者保証を提供することも望ましい。確認チェック欄にチェック（☑）を付けて保証申込書類と併せて提供申込書にご提出ください。

**1. 金融機関との連携等により経営者保証を不要とする取扱い（信用保証料の上乗せなし）**

信用保証協会では、次のいずれかの類型に該当する法人の連帯、経営者保証を不要とする取扱いをすることがあります。

類型	要件
金融機関	① 申込金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保証がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上記と期間内容の融資を行う）
返済条件	② 「直近の決算において債務超過でないかつ」直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。
その他	③ 法人と経営者との一体性解消が図られていることを申込金融機関が確認している。

取扱い対象 直近決算期において一定の前提条件を満たしている。

取扱い対象 法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保証が図られている。

その他 個別の事案において、経営者保証を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認められること。

**2. 経営者保証を提供しないことを選択できる制度（信用保証料の上乗せあり）**

信用保証協会では、次の①～⑤のいずれかに該当する法人の連帯、信用保証料の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択できる「事業用途別経営者保証選択制度」が利用できます。

- ① 過去2年間において、決算等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
- ② 直近の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
- ③ 次の増資又は引分けを完了した。
  - ① 直近の決算において債務超過でない。
  - ② 直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。
- ④ 次の引分け等について継続的に存在することを誓約する誓書書を出していること。
  - ① 保証申込日を会社事業年度決算の決算日において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
  - ② 想定保証料率の引上げを条件として保証人保証を提供しないことを希望していること。

また、上記以外にも経営者保証を不要とする制度等もございますので、詳細については各信用保証協会までお問い合わせください。

**【「経営者保証に関するガイドライン」とは】**

「経営者保証に関するガイドライン」は、中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」といいます。）、の経営者による個人保証（以下「経営者保証」といいます。）には、経営者の職業特性や信用履歴等として、金融機関が保証に懸念をもち、経営者による個人保証の提供が困難な場合、保証金において経営者保証に代わる保証の提供を希望する事案となっているなど、企業の方を起請する事案もあり、経営者保証の提供が困難な事案として取り扱われることと認識され、このための取組、懸念の軽減を促進することを目的として令和6年3月15日より導入された「経営者保証に関するガイドライン」伊原法により決定され、2013年12月5日付けをもって公布されたもので、本ガイドラインは、中小企業の経営者保証に関する取組のあり方に関する中小企業、経営者および金融機関による対応についての、中小企業団体および金融機関団体の自主的取組の指針です。

本ガイドラインの詳細につきましては、日本商工会議所（<https://www.jkco.or.jp/>）または全国銀行協会（<https://www.zenbank.or.jp/>）の各ホームページをご覧ください。

**1. 保証契約の必要性等に関する取扱い**

本ガイドラインでは、経営者保証を求めることがごを伴わない判断された場合や、中小企業に対する法人個人の一体性に一定の合理性や必要性があると認められる場合等で、経営者保証を締結する事案、経営者保証は、以下の点について、主たる債務者と保証人に對して、了事かつ具体的に判断することとされています。

イ）保証契約の必要性  
本ガイドラインでは、法人個人の一体性の観点から認められている、あるいは、経営者保証を要する事案と見なされる事案が保証料率の上乗せを要しないこととされています。併時的に保証料率の上乗せを要する事案と見なされる場合は、主たる債務者の経営状況、資金状況、回収可能性等を総合的に判断することとされています。経営者保証を要する事案と見なされる事案は、主たる債務者の経営状況等に応じて決定することとされています。

ロ）法人と経営者個人の職業・経営が関係していること  
法人と経営者個人の職業・経営が関係していること、社会通念上適切な範囲を超えないこと、保証人への職業・経営で個人収入が不足していること、保証人からの保証料率に、保証料率が認められていること、保証料率等が十分な担保の提供が認められていること。

ハ）保証人としての保証履行の責任は、一筆に保証金提供に留まらずとも、保証履行時の保証人の職業状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められることとなります。

ニ）保証料率の引上げに関する取扱い  
保証料率の上乗せは、保証料率の上乗せは、保証に関する事案が、中小企業の方のリスクファクターに対する取組を要する事案と見なされないこととされています。併時的に保証料率の上乗せを要する事案と見なされる場合は、主たる債務者の経営状況や信用履歴等の観点から総合的に判断して決定することとされています。

ホ）保証料率の引上げに関する取扱い  
保証料率の上乗せは、保証に関する事案が、中小企業の方のリスクファクターに対する取組を要する事案と見なされないこととされています。併時的に保証料率の上乗せを要する事案と見なされる場合は、主たる債務者の経営状況や信用履歴等の観点から総合的に判断して決定することとされています。

また、経営者保証に係る保証料率は、信用保証協会が金融機関と協議した上で決定されることとなります。

また、本ガイドラインでは、保証料率の引上げに関する取扱い、一定の基準日における保証人の職業内など、基準日以前に発生する事案の収入を基準日と見なすこととされていますが、ここに一定の基準日とは、保証人が保証債務の整理を金融機関等に申し出た日（保証人が保証債務に際して一時停止や返済滞りの発生を行った場合は、一時停止や返済滞りが発生した日）となります。

以上  
お取り扱いにならない事、またはお取付の品がございましたら、千葉県信用保証協会までお問い合わせください。

お問い合わせ先：千葉県信用保証協会 本部保証課 043-221-6111  
 県庁支店保証課 047-365-6310

## その他 保証申込に必要な書類について

- ◇法人の場合 決算書 直近2期分
- 個人の場合 確定申告書 直近2期分

すでに提出済みの場合は、再提出は不要です。  
当協会に連絡をいただくことで登録状況の確認も可能です。

### ◇試算表

決算以後の状況確認に用います。直近決算より6ヵ月経過していない場合は提出は不要です。

次ページに続く

# お役立ち情報

## ◇受注明細書

建設業などの受注形態の申込時は足元の受注状況の確認を行います。  
工事引当の取組の際は申込人様および取組金融機関様の宣誓が必要となります。  
当協会HP掲載の所定書式をご活用ください。

## ◇設備資金検討表

申込の資金使途が設備資金の場合、設備投資の目的や効果、資金計画の確認を行います。  
また、収益予想と他の債権を含めた返済を比較し返済能力の確認を行います。

## ◇許認可

許認可が必要な事業については許認可の提出が必要です。当協会へ、すでに提出済みであっても、許認可の有効期限が切れた際は再度、提出をご依頼させていただきます。

## ◇制度書式

ご利用になられる信用保証制度によって、制度専用書式が必要な場合がございます。お申込前に一度ご確認ください。

## ◇金融機関所見

資金の必要理由や返済能力については金融機関様の所見を参考にしています。

## ➔金融機関所見の作成について

当協会の審査では、決算書では読み取れないお客様の情報を金融機関様の記載する所見を中心に確認させていただいております。信用保証依頼書内のスペースに収まらない場合は、書式は問いませんので別添資料に内容をご記載ください。自社で事業計画や収支予想等を作成されている場合は補完資料として添付いただいても構いません。

以下のポイントを抑えてご記載いただくと審査がよりスムーズになります。

## 記載時のポイント

- ・ 申込人の特徴
- ・ 今後の事業の展望
- ・ 資金の必要性
- ・ 業績の動向（直近決算期以降の業績）
- ・ 資金投入による効果
- ・ 返済能力
- ・ 金融機関様の今後の支援方針

金融機関所見	※最近の業況、返済能力、経営者の人物、取組方針等
--------	--------------------------

# 保証状況

## 令和6年3月の金融機関店舗別保証承諾額ベスト10

【単位：百万円】

順位	金融機関名		金額
1	京葉銀行	柏支店	869
2	京葉銀行	松戸支店	706
3	京葉銀行	五井支店	673
4	千葉銀行	袖ヶ浦支店	567
5	千葉銀行	八街支店	564
6	京葉銀行	姉崎支店	544
7	千葉銀行	松飛台支店	523
8	千葉銀行	本店営業部	470
9	千葉銀行	南柏支店	469
10	京葉銀行	浦安支店	465

## 令和6年3月の金融機関店舗別保証債務残高ベスト10

【単位：百万円】

順位	金融機関名		金額
1	千葉銀行	中央支店	14,106
2	千葉銀行	船橋支店	11,279
3	千葉銀行	稲毛支店	11,191
4	京葉銀行	柏支店	10,858
5	千葉銀行	四街道支店	10,829
6	千葉興業銀行	五井支店	10,608
7	千葉銀行	成田支店	10,041
8	千葉銀行	柏支店	9,613
9	京葉銀行	四街道支店	8,929
10	千葉興業銀行	船橋支店	8,910

# 保証状況

## 令和6年3月の保証状況

【単位：件・百万円・％】

保証承諾			保証債務残高		
件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
3,034	53,500	113.8	104,299	1,317,597	92.4
代位弁済額（元利）			対債務者回収（総回収）		
件数	金額	前年比	完済件数	回収金額	前年比
262	3,804	206.3	36	681	79.7

詳細については当協会HP内の「当協会からのお知らせ」に掲載しています。  
下記URLもしくはQRコードよりご覧いただけます。

LINE登録でHPへの掲載をいち早くお知らせしておりますので、ぜひ、ご登録ください!!



<https://www.chiba-cgc.or.jp>



【HP】



【LINE】

### 《HP掲載内容》

金融機関店舗別保証承諾額ベスト100  
金融機関店舗別保証債務残高ベスト100  
保証状況  
金額別保証状況  
期間別保証状況  
資金用途別保証状況  
新規・継続別保証状況

業種別保証状況  
制度別保証状況  
金融機関別保証状況  
市町村制度別保証状況  
市町村別保証状況

# INFORMATION

## 信用保証制度の取扱い期間の変更および終了のお知らせ

以下の保証制度について、取扱い期間の変更および終了をお知らせいたします。

- (1) ・伴走支援型特別保証制度  
・事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）

（申込受付日）  
変更前：令和6年3月31日まで → 変更後：令和6年6月30日まで

- (2) ・成長発展支援保証制度「パートナーちば+（プラス）」  
・持続的発展支援保証制度「ささえあいちば+（プラス）」  
・地方創生SDGs支援保証制度「パワフルちば」

（申込受付日）  
変更前：令和6年3月31日まで → 変更後：令和7年3月31日まで

- (3) ・災害関係保証（東日本大震災関係）

（融資実行日）  
変更前：令和6年3月31日まで → 取扱い終了

### 【お問い合わせ先】

- (1)、(3)について 企画部 経営企画課 TEL：043-221-8185  
(2)について 企画部 業務統括課 TEL：043-221-8186

## 流動資産を担保徴求する場合 保証人を徴求することができません

令和6年3月15日融資実行分から、以下の保証制度にて保証人を徴求することができなくなりましたので、お知らせいたします。

- ①流動資産担保融資保証制度  
②農商工等連携事業関連保証（流動資産担保保険を利用する場合）  
③下請振興関連保証制度（流動資産担保保険を利用する場合）  
④千葉県制度サポート短期資金（売掛金債権活用枠）


【お問い合わせ先】 企画部 経営企画課 TEL：043-221-8185

# INFORMATION

## 令和6年度女性創業者交流会開催のお知らせ

県内で活躍している創業者と支援専門家より、創業前後の悩みや不安の解決に役立つヒントやアドバイスを提供する女性創業者交流会を開催いたします。

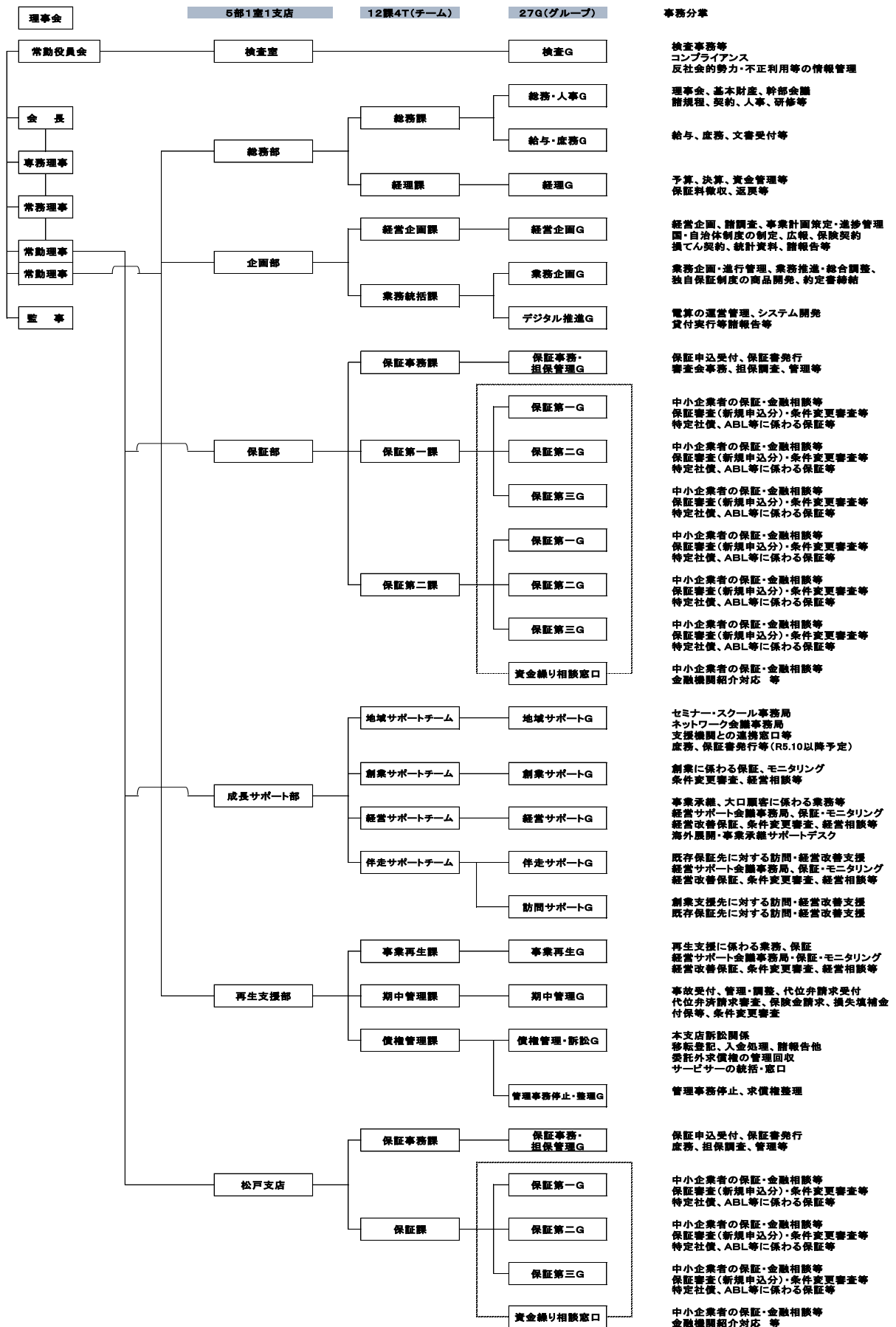
ご希望の方は、専門家による個別相談も受けられますので、是非、この機会にご参加ください。

日時	令和6年5月31日（金）13:30～16:10
会場	ホテルスプリングス幕張 本館3階 クリスタルⅠ 千葉県美浜区ひび野1丁目11 海浜幕張駅北口より徒歩3分 ※駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。
費用	<b>無料</b>
定員	30名（抽選） 抽選結果については、令和6年5月24日(金)までにお知らせいたします。
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・モチベーションアップミニセミナー グループワークでマーケティングの基本を学びます。</li><li>・グループトーク グループの創業仲間と交流</li><li>・フリートーク 会場内の創業仲間と自由に交流</li><li>・個別相談会（希望者のみ、事前予約制） 千葉県よろず支援拠点コーディネーター、中小企業診断士、当協会職員が相談に応じます。 相談を希望される場合は申込フォームからご予約ください。</li></ul>
申込期間	令和6年4月5日(金)正午～令和6年5月20日(月)正午
申込方法	当協会ホームページからお申込みください。  URL : <a href="https://www.chiba-cgc.or.jp/joseinotamenosougouseminar/">https://www.chiba-cgc.or.jp/joseinotamenosougouseminar/</a>

【お問い合わせ先】 成長サポート部 地域サポートチーム TEL：043-239-3281



# 令和6年度組織体制について



# 職員紹介

中小企業・金融機関の皆さまに直接対応させていただく職員を紹介いたします。  
よろしくお願いいたします。

## (1) 保証部 保証事務課



### 山越課長（前列右）からひとこと

本店と幕張サポートセンターの保証受付業務等を行っています。迅速で丁寧な対応を心がけております。ご不明な点がございましたら、ぜひお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

## (2) 保証部 保証第一課



### 内山課長（前列中央）からひとこと

保証部保証第一課は、多くのメンバー交代があり新体制でスタートしました。金融機関や中小企業者の皆様の声に耳を傾け、最善を尽くすよう心がけてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

# 職員紹介

## (3) 保証部 保証第二課



### 黒木課長（前列中央）からひとこと

保証部保証第二課は、課長を始め10名が交代し新たな体制となりました。金融機関の皆様と連携して、中小企業・小規模事業者のベストパートナーとしてきめ細かな対応を行うよう努めてまいります。よろしくお願いいたします。

## (4) 成長サポート部 地域サポートチーム



### 杉田リーダー（左から二人目）からひとこと

今年度も引き続き金融機関の皆さまとの連携を図りながら、各種セミナー、情報交換会議などを開催します。また、幕張サポートセンターの窓口部署として、皆様方のご来店をお待ちしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

# 職員紹介

## (5) 成長サポート部 創業サポートチーム



### 襲リーダー（前列左から二人目）からひとこと

創業サポートチームでは、創業1年未満の中小企業者にかかる保証審査、創業スクール、セミナーおよび専門家派遣等の創業・経営支援を行っています。

金融機関等の関係機関の皆様と共に力を合わせて創業支援を行って参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## (6) 成長サポート部 経営サポートチーム



### 大友リーダー（前列中央）からひとこと

ご利用残高の多い協会メイン先への金融支援や経営支援を中心として、405事業を活用した経営改善計画策定支援、事業承継や海外展開支援などを行っています。

関係機関の皆さまと力を合わせ、県内事業者さまにとって身近で相談しやすい存在となるよう、チーム一体となって取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

# 職員紹介

## (7) 成長サポート部 伴走サポートチーム



### 高岡リーダー（前列左から二人目）からひとこと

伴走サポートチームは令和4年度に創設され3年目を迎えました。ゼロゼロ融資先を中心に経営支援や、金融支援により事業者さまに寄り添って伴走いたします。

関係機関の皆さまと連携しながら事業者さまの課題を解決できるように取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

## (8) 再生支援部 事業再生課



### 内山課長（前列中央）からひとこと

事業再生課は、中小企業活性化協議会等の支援機関や金融機関等の関係機関の皆様との強い連携により、地域経済維持・活性化のための事業再生に前向きに取り組めます。

引き続き今後もよろしくお願いいたします。

# 職員紹介

## (9) 再生支援部 期中管理課



### 飯島課長（前列中央）からひとこと

期中管理課の主な業務は、事故受付、事故案件の条件変更、代位弁済手続き並びに保険金及び損失補償金の請求です。各種手続きを円滑に対応してまいりますので、引き続きご協力お願い致します。

なお、手続きを進める上でご不明点があれば、遠慮なくお問い合わせ下さい。

## (10) 松戸支店 保証事務課



### 小川課長（中央）からひとこと

いつもありがとうございます。松戸支店保証事務課では、保証申込受付、信用保証書の発行、利用実績照会などの業務を行っております。

保証協会の窓口として、皆様からご信頼をいただけるよう、誠心・誠意をもって、あたたかくお迎えいたしますのでよろしく願いいたします。

# 職員紹介

## (11) 松戸支店 保証課



### 坂元課長（前列左から二人目）からひとこと

松戸支店保証課は、金融機関・関係機関の各支援者の皆さまと共に、東葛地区の中小企業・小規模事業者のニーズを満たすよきパートナーとして、事業の成長・発展に貢献します。今後とも、どうぞよろしく申し上げます。

## (12) 令和6年度入協の職員



今年の4月より当協会に入協しました8名です。本店・松戸支店保証課、創業サポートチーム、期中管理課に配属となります。

みなさま、どうぞよろしく申し上げます。

# 千葉県信用保証協会では 経営者保証を不要とする 取扱いをおこなっています

以下のかんたんチェックで確認してみましょう。

## かんたんチェック✓

経営者保証を不要とする  
プロパー融資の借入がある

金融機関連携型

財務要件が一定の水準にある

財務要件型

不動産担保の十分な保全がある

担保充足型

保証料の上乗せにより  
経営者保証を不要としたい

NEW

事業者選択型  
経営者保証非提供制度

各取扱いについては裏面をご確認ください



# 経営者保証を不要とする取扱い

## STEP1 信用保証料の上乗せなし

金融機関連携型	① 申込金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある(または同じタイミングで上記と同内容の融資を行う)。 ② 「直近の決算において債務超過でない」かつ「直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない」。 ③ 法人と経営者との一体性解消が図られていることを申込金融機関が確認している。
財務要件型	直近決算期において一定の財務要件(*)を満たしている。 (「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります。) ※純資産額5千万円以上、自己資本比率20%以上 など
担保充足型	法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。

要件を充足しない場合

## STEP2 信用保証料の上乗せあり

事業者選択型 経営者保証 非提供制度	次の(1)~(5)のいずれにも該当する法人の場合、信用保証料率の引上げを条件に経営者保証の提供を不要とする「事業者選択型経営者保証非提供制度」が利用できます。 (1)過去2年間に於いて、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。 (2)直近の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相応と認められる範囲を超えていないこと。 (3)次の両方又はいずれかを満たすこと。 ① 直近の決算において債務超過でない。 ② 直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。 (4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。 (5)信用保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること。
--------------------------	--

いずれか満たす場合は保証料率0.45%上乗せ  
両方 満たす場合は保証料率0.25%上乗せ

### 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度

令和6年3月15日から令和9年3月31日においては国の保証料補助のある保証制度を利用することができます。

#### 保証料補助

当協会申込受付日	令和6年3月15日から令和7年3月31日	0.15%
当協会申込受付日	令和7年4月1日から令和8年3月31日	0.10%
当協会申込受付日	令和8年4月1日から令和9年3月31日	0.05%

※本紙には主な要件のみを記載しております。詳細はHPまたは当協会にお問い合わせください。

■ 当協会HP「連帯保証人について」 <https://www.chiba-cgc.or.jp/guidance/guarantor/>



## その他 経営者保証を徴求しない信用保証制度

スタートアップ創出促進保証制度

事業承継特別保証制度

プロパー融資借換特別保証制度

流動資産担保(ABL)融資保証制度

特定社債保証制度

など

創業、事業承継の場面でも経営者保証不要の取扱いを検討することができます。

■ 当協会HP

<https://www.chiba-cgc.or.jp>



■ お問い合わせ先

本店 千葉市中央区中央4-17-8 TEL043-221-8111  
幕張サ-ンター 千葉市美浜区中瀬1-3幕張テクノガーデンB棟23階  
TEL043-239-3281  
松戸支店 松戸市本町7-10 TEL047-365-6010



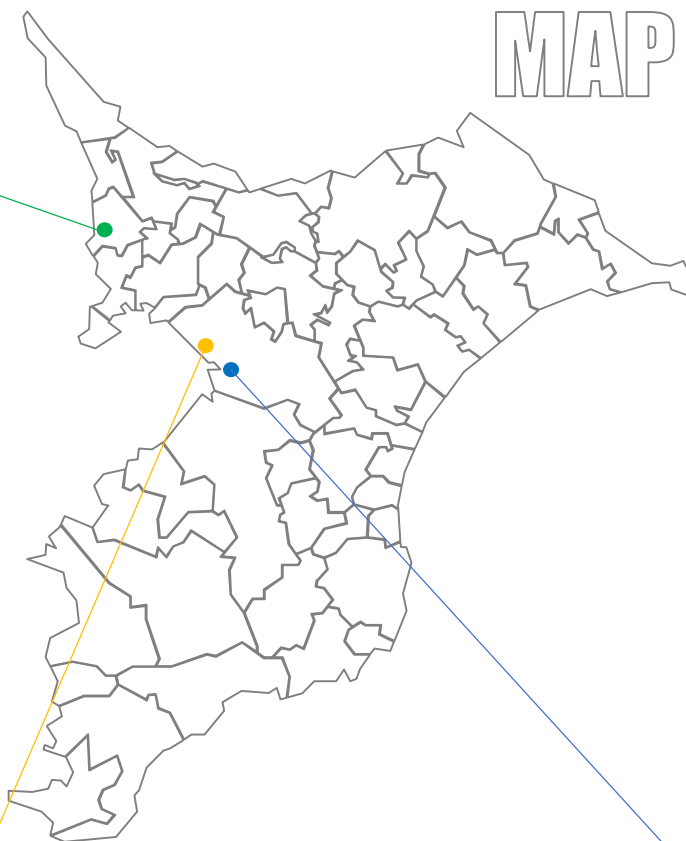
千葉県信用保証協会

## ○松戸支店

〒271-0091

松戸市本町7-10 (ちばぎんビル)

松戸支店	保証事務課	TEL 047-365-6010
	保証課	TEL 047-365-6010
	資金繰り相談窓口	TEL 047-365-6007



## ○幕張サポートセンター

〒261-8501

千葉市美浜区中瀬1-3幕張テクノガーデンB棟23階

成長部	地域部	TEL 043-239-3281
創業部	創業部	TEL 043-239-3282
経営部	経営部	TEL 043-239-3283
伴走部	伴走部	TEL 043-239-3284
海外展開部	海外展開部	TEL 043-239-3290
事業承継部	事業承継部	TEL 043-239-3291

## ○本店

〒260-8501

千葉市中央区中央4-17-8 (千葉県自治会館)

保証部	保証事務課	TEL 043-221-8111
	保証第一課	TEL 043-221-8111
	保証第二課	TEL 043-221-8111
	資金繰り相談窓口	TEL 043-221-8110
再生支援部	事業再生課	TEL 043-221-8112
	期中管理課	TEL 043-221-8113
	債権管理課	TEL 043-221-8115
検査室		TEL 043-221-8183
総務部	総務課	TEL 043-221-8181
	経理課	TEL 043-221-8182
企画部	経営企画課	TEL 043-221-8185
	業務統括課	TEL 043-221-8186

本誌はLINE配信を行っております。

おともだち登録でセミナーや統計等の最新情報をチェック!!

おともだち登録はこちら➡



## 発行



中小企業のベストパートナー

CHIBA GUARANTEE 千葉県信用保証協会

【本誌のお問い合わせはこちらから】

経営企画課

TEL 043-221-8185